

■地域公共交通活性化再生法改正の概要と本計画の対応状況

法律案の概要	本計画の対応予定
(1) 地域が自らデザインする地域の交通	
① 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成	・法改正に伴い、令和2年度に「公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に名称変更予定
② 乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し通知	-
(2) 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実	
<輸送資源の総動員による移動手段の確保>	
① 維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢(福祉輸送、送迎バス等)を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続(地域旅客運送サービス継続事業)	・本市では、既存の公共交通手段を効率的かつ持続的に維持・活用する中で、多様な交通手段を現計画案(P.5)は位置付けていることから、 <u>手段の追加は行わない</u> ・福祉輸送や送迎バス等との連携については、今後の見直しにおいて、必要に応じて検討
② 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化	・自家用有償旅客運送は、一般的なライドシェアとは異なり、主に公共交通のない過疎地を対象に、自治体が使用権原を有する自家用自動車を用いた交通事業者協力型であることから、 <u>手段の追加は行わない</u>
③ 鉄道・乗合バス等における貨客混載に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)	・ <u>交通事業者の意見を確認</u>
<既存の公共交通サービスの改善の徹底>	
④ 利用者目線による路線・ダイヤの改善や、運賃の設定等を促進(地域公共交通利便増進事業)	・実施事業の「③バス路線の再編検討」をする際に、路線・ダイヤ、運賃の設定等の見直しを行うこととしている
⑤ MaaSに参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設(新モビリティサービス事業)	・実施事業の「⑩ICT活用によるMaaS等を含めた交通システムの高度化検討」でMaaSについて検討することとしている
(3) 交通インフラに対する支援の充実	
① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充	-